

要支援1・2の方・非該当の方へのサービス

●介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」といいます。）

対象者

- 要支援1・2の判定を受けた方
- 65歳以上の方で、「事業対象者」の判定がされた方
地域包括支援センターが実施する基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要があると判定された方です。
※40歳から64歳までの方（第2号被保険者）は、「要支援1・2」の認定を受ける必要があります。

サービス

- 介護保険制度の利用者負担割合に準じます。

介護予防訪問サービス

介護事業所のホームヘルパーや「かわさき暮らしサポーター」が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。

介護予防通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。

介護予防短時間通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短い時間で行います。

●一般介護予防事業

65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方が対象です。地域の中の介護予防の取り組みとして次の事業を実施しています。

(1)介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの配布や健康講座・講演会の開催などにより、自立した生活のための介護予防活動の重要性を周知します。

(2)地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするボランティアの育成などを行います。